

国立研究開発法人産業技術総合研究所における試験・認証基盤施設等の使用に関する規程

制定 平成28年4月1日 28規程第2号

最終改正 令和5年10月1日 令05規程第20号 一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が、試験・認証基盤施設等を試験・認証事業者の使用に供するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 試験・認証事業者 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第57条の規定による試験事業者登録制度又は同法第41条の規定による認証機関登録制度により登録を受けた事業者をいう。
- 二 試験・認証基盤施設等 太陽光発電用パワーコンディショナ等の電力機器の試験・認証事業を行う場として理事長が指定するスペース及び当該スペースの付帯設備及び装置をいう。

(試験・認証基盤施設等の指定)

第3条 試験・認証基盤施設等を置くことができる建物及びスペースは、別表のとおりとする。

(試験・認証基盤施設等運営責任者)

第4条 福島再生可能エネルギー研究所に、試験・認証基盤施設等運営責任者（以下「運営責任者」という。）を置き、分散電源施設運営室長をもって充てる。

- 2 運営責任者は、試験・認証基盤施設等を適切に管理し、及び効率的に運用するよう努めなければならない。

(試験・認証基盤施設等の使用)

第5条 理事長は、太陽光発電用パワーコンディショナ等の電力機器の試験・認証事業を行うために使用する場合であつて、研究所の業務に支障を来さないと認めたときは、試験・認証基盤施設等を試験・認証事業者に使用させることができる。

(使用の申込み)

第6条 試験・認証基盤施設等の使用を希望する試験・認証事業者は、原則として使用希望開始日の14日前までに、運営責任者が別に定める試験・認証基盤施設等使用申込書により理事長に申込みをしなければならない。

- 2 理事長は、前項の申込みがあつたときは、試験・認証基盤施設等を管理する福島再生可能エネルギー研究所長（以下「所長」という。）の意見を聴き、それを踏まえて使用の適否を決定する。

3 理事長は、試験・認証基盤施設等の使用の適否を、運営責任者が別に定める試験・認証基盤施設等使用回答書（以下「回答書」という。）により、第1項の申込みをした者に通知するものとする。ただし、使用を許可しないときは、その理由を添えるものとする。

4 理事長は、前項の規定により試験・認証基盤施設等の使用許可の通知を受けた者（以下「使用者」という。）の使用期間中に、当該試験・認証基盤施設等を研究所の業務のために使用する必要が生じたときは、使用者と協議のうえ、試験・認証基盤施設等を返還させることができる。

5 前各項に規定する事務は、分散電源施設運営室が行う。
（使用料等）

第7条 理事長は、使用者に試験・認証基盤施設等を使用させるときは、使用料、必要経費及び人頭経費（以下「使用料等」という。）を徴収するものとする。

2 前項に規定する使用料等の算出方法に関して必要な事項は、所長が別に定める。
（納付方法）

第8条 前条に規定する使用料等の納付方法については、別に締結する契約で定める。
（付保）

第9条 理事長は、試験・認証基盤施設等の使用を許可した場合には、その使用に係る損害賠償保険契約を研究所を受取人として締結させ、及びその使用に関し必要な条件を付すことができる。
（安全管理体制及び使用スペース等への立ち入り）

第10条 運営責任者は、使用者に対し安全管理責任体制を整備するよう指導しなければならない。

2 使用者は、研究所が実施する施設の各種点検整備に協力しなければならない。

3 所長及びその指名する者は、福島再生可能エネルギー研究所第6棟の安全、衛生、防火、救護その他試験・認証基盤施設等の運営上必要があると認めるときは、使用者の許可なくその使用スペースに立ち入り、必要な措置を講ずることができる。
（遵守事項）

第11条 使用者が試験・認証基盤施設等を使用するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 日本国の法令に違反する行為を行わないこと。
- 二 危険が想起される行為を行わないこと。
- 三 試験・認証基盤施設等を破損するおそれがある行為を行わないこと。
- 四 研究所の業務遂行に支障を来す行為を行わないこと。
- 五 研究所が研究所の施設の維持管理、保安等のためにする指示に従うこと。
- 六 安全確保及び災害防止に努めること。
- 七 研究所の規程、要領等に規定されている事項に違反する行為を行わないこと。

（権利譲渡等の禁止）

第12条 使用者は、試験・認証基盤施設等を第三者に転貸し、賃借権を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(事故処理)

第13条 使用者は、試験・認証基盤施設等の使用中に事故、緊急事態等が発生したときは、速やかに運営責任者に通報し、その指示に従わなければならない。

(修復等)

第14条 使用者は、試験・認証基盤施設等を損傷し、汚損し又は研究所の建物等の環境を害したときであつて、理事長が修復を命じたときは、当該試験・認証基盤施設等を修復し、又は金銭による賠償をしなければならない。

(返還)

第15条 使用者は、契約に定める使用期間満了の日をもって、試験・認証基盤施設等を返還しなければならない。また、返還にあたっては、研究所による現状の確認を受け、使用者の責により原状回復を行わなければならない。

2 使用者は、契約に定める使用期間の満了前に試験・認証基盤施設等の返還を行おうとするときは、原則として返還しようとする日の14日前までに、運営責任者が別に定める試験・認証基盤施設等返還申出書により理事長に申し出なければならない。

3 理事長は、前項の申し出があつたときは、運営責任者が別に定める試験・認証基盤施設等返還申出確認書により、使用者にこれを確認した旨を通知する。

(実績報告書)

第16条 使用者は、契約に定める使用期間が終了したとき、使用期間の満了前に試験・認証基盤施設等の返還を行ったとき又は理事長の求めがあつたときには、速やかに運営責任者が別に定める試験・認証基盤施設使用実績報告書を提出しなければならない。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、試験・認証基盤施設等の使用に関し必要な事項及び手続きについては、有形固定資産等管理要領（20要領第3号）の定めるところによる。

附 則（28規程2号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令01要領第29号・一部改正）

この要領は、令和元年12月10日から施行する。

附 則（令02規程第17号・一部改正）

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令02規程第26号・一部改正）

この規程は、令和2年12月28日から施行する。

附 則（令02規程第27号・一部改正）

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令05規程第20号・一部改正）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

別表

事業所等	建物及びスペース
福島再生可能エネルギー 研究所	第6棟（スマートシステム研究棟） ・01101室（電波暗室） ・01311室（系統連系試験室S） ・01509室（系統連系試験室M） ・01510室（系統連系試験室L） ・01511-1室（環境試験室） ・02702室（研究室2-c） ・02703室（研究室2-a, b） ・02705室（研究室1）